

# 第9回定時株主総会 その他の電子提供措置事項 (交付書面省略事項)

新株予約権等に関する事項

会計監査人に関する事項

業務の適正を確保するための  
体制等の整備に関する事項

連結株主資本等変動計算書

連 結 注 記 表

株主資本等変動計算書

個 別 注 記 表

(2024年11月1日から2025年10月31日まで)

株式会社タイミー

## 新株予約権等に関する事項

### 1. 当事業年度の末日に当社役員が有する職務執行の対価として交付された新株予約権等の状況

名称	第3回新株予約権									
発行決議日	2021年4月15日									
新株予約権の数	829個									
役員の保有状況	<table border="1"> <tr> <td>取締役（社外取締役を除く）</td><td>新株予約権の数 目的となる株式の数 保有者数</td><td>730個 2,190,000株 1名（注）1</td></tr> <tr> <td>取締役（社外取締役）</td><td>新株予約権の数 目的となる株式の数 保有者数</td><td>— — —</td></tr> <tr> <td>監査役</td><td>新株予約権の数 目的となる株式の数 保有者数</td><td>— — —</td></tr> </table>	取締役（社外取締役を除く）	新株予約権の数 目的となる株式の数 保有者数	730個 2,190,000株 1名（注）1	取締役（社外取締役）	新株予約権の数 目的となる株式の数 保有者数	— — —	監査役	新株予約権の数 目的となる株式の数 保有者数	— — —
取締役（社外取締役を除く）	新株予約権の数 目的となる株式の数 保有者数	730個 2,190,000株 1名（注）1								
取締役（社外取締役）	新株予約権の数 目的となる株式の数 保有者数	— — —								
監査役	新株予約権の数 目的となる株式の数 保有者数	— — —								
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式（注）2									
新株予約権の発行価額	2,800円									
新株予約権の行使時の払込金額	42円（注）3									
新株予約権の行使期間	自 2021年4月30日 至 2031年4月29日									
新株予約権の主な行使条件	（注）4									

\*2024年3月31日付で行った普通株式1株を3,000株とする株式分割により、「目的となる株式の数」および「新株予約権の行使時の払込金額」は調整されております。

- (注) 1. 当社取締役の資産管理会社を含んでおります。  
 2. 普通株式の内容は、完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない、当社における標準となる株式であります。単元株式数は100株であります。新株予約権1個につき目的となる株式数は、3,000株であります。  
 ただし、新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により付与株式数を調整し、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てます。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

3. 新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権の割当日後に時価を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後払込金額} = \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新株発行(処分)株式数} \times 1\text{株当たり払込金額}}{\text{新株発行(処分)前の1株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新株発行(処分)株式数}}$$

4. 新株予約権の行使の条件は次のとおりです。

- (1) 本新株予約権の割当を受けた者（以下、「新株予約権者」という。）は、本新株予約権の割当日から行使期間の満了日までにおいて次に掲げる事由のいずれかが生じた場合には、残存するすべての本新株予約権行使することができない。
  - (a)行使価額（ただし、（注）3において定められた行使価額同様に適切に調整されるものとする）を下回る価格を対価とする当社普通株式の発行等が行われたとき（ただし、払込金額が会社法第199条第3項・同第200条第2項に定める「特に有利な金額である場合」および普通株式の株価とは異なると認められる価格である場合ならびに当該株式の発行等が株主割当てによる場合等を除く。）。
  - (b)行使価額（ただし、（注）3において定められた行使価額同様に適切に調整されるものとする）を下回る価格を行使価額とする新株予約権の発行が行われたとき（ただし、当該行使価額が当該新株予約権の発行時点における当社普通株式の株価と異なる価格に設定されて発行された場合を除く。）。
  - (c)本新株予約権の目的である当社普通株式が日本国内のいずれかの金融商品取引所にも上場されていない場合、行使価額（ただし、（注）3において定められた行使価額同様に適切に調整されるものとする）を下回る価格を対価とする売買その他の取引が行われたとき（ただし、当該取引時点における株価よりも著しく低いと認められる価格で取引が行われた場合を除く。）。
  - (d)本新株予約権の目的である当社普通株式が日本国内のいずれかの金融商品取引所に上場された場合、上場日以降、当該金融商品取引所における当社普通株式の普通取引の終値が行使価額（ただし、（注）3において定められた行使価額同様に適切に調整されるものとする）を下回る価格となつたとき。
- (2) 新株予約権者は、本新株予約権の権利行使時において、当社または当社の子会社・関連会社の取締役、監査役または従業員もしくは顧問または業務委託先等の社外協力者であることを要する。ただし、任期満了による退任、辞任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。
- (3) 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。
- (4) 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
- (5) 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。
- (6) その他の条件は、新株予約権発行の取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結した新株予約権割当契約書に定めるものとする。

名称		第8回新株予約権	
発行決議日		2022年9月1日	
新株予約権の数		300個	
役員の保有状況	取締役（社外取締役を除く）	新株予約権の数 目的となる株式の数 保有者数	100個 300,000株 1名
	取締役（社外取締役）	新株予約権の数 目的となる株式の数 保有者数	50個 150,000株 1名
	監査役	新株予約権の数 目的となる株式の数 保有者数	— — —
新株予約権の目的となる株式の種類		普通株式（注）1	
新株予約権の発行価額		16,800円	
新株予約権の行使時の払込金額		255円（注）2	
新株予約権の行使期間		自 2022年9月30日 至 2032年9月29日	
新株予約権の主な行使条件		（注）3	

※2024年3月31日付で行った普通株式1株を3,000株とする株式分割により、「目的となる株式の数」および「新株予約権の行使時の払込金額」は調整されております。

- (注) 1. 「第3回新株予約権」の（注）2に記載のとおりであります。
- 2. 「第3回新株予約権」の（注）3に記載のとおりであります。
- 3. 新株予約権の行使の条件は次のとおりです。

(1) 本新株予約権の割当を受けた者（以下、「新株予約権者」という。）は、本新株予約権の割当日から行使期間の満了日までにおいて次に掲げる事由のいずれかが生じた場合には、残存するすべての本新株予約権行使することができない。

(a)行使価額（ただし、（注）2において定められた行使価額同様に適切に調整されるものとする）を下回る価格を対価とする当社普通株式の発行等が行われたとき（ただし、払込金額が会社法第199条第3項・同第200条第2項に定める「特に有利な金額である場合」および普通株式の株価とは異なると認められる価格である場合ならびに当該株式の発行等が株主割当てによる場合等を除く。）。

(b)行使価額（ただし、（注）2において定められた行使価額同様に適切に調整されるものとする）を下回る価格を行使価額とする新株予約権の発行が行われたとき（ただし、当該行使価額が当該新株予約権の発行時点における当社普通株式の株価と異なる価格に設定されて発行された場合を除く。）。

(c)本新株予約権の目的である当社普通株式が日本国内のいずれかの金融商品取引所にも上場されていない場合、行使価額（ただし、（注）2において定められた行使価額同様に適切に調整されるものとする）を下回る価格を対価とする売買その他の取引が行われたとき（ただし、資本政策目的等により当該取引時点における株価よりも著しく低いと認められる価格で取引が行われた場合を除く。）。

(d)本新株予約権の目的である当社普通株式が日本国内のいずれかの金融商品取引所に上場された場合、上場日以降、当該金融商品取引所における当社普通株式の普通取引の終値が行使価額（ただし、（注）2において定められた行使価額同様に適切に調整されるものとする）を下回る価格となつたとき。

- (2) 新株予約権者は、本新株予約権の権利行使時において、当社または当社の子会社・関連会社の取締役、監査役または従業員であることを要する。ただし、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。
- (3) 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。
- (4) 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
- (5) 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。
- (6) 各新株予約権者は、割り当てられた本新株予約権を、次の各号に掲げる期間において、既に行使した本新株予約権を含めて当該各号に掲げる個数を限度として行使することができるものとする。なお、行使可能な本新株予約権の数に1個未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てた数とする。
- (a) 割当日から3年経過した日から4年経過する日まで  
割り当てられた本新株予約権の総数の3分の1個まで
  - (b) 割当日から4年経過した日から5年経過する日まで  
割り当てられた本新株予約権の総数の3分の2個まで
  - (c) 割当日から5年経過した日以降  
割り当てられた本新株予約権の総数の3分の3個
- (7) その他の条件は、新株予約権発行の取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結した新株予約権割当契約書に定めるものとする。

名称		第11回新株予約権
発行決議日		2023年10月16日
新株予約権の数		1,440個
役員の保有状況	取締役（社外取締役を除く）	新株予約権の数 1,440個 目的となる株式の数 4,320,000株 保有者数 2名（注）1
	取締役（社外取締役）	新株予約権の数 — 目的となる株式の数 — 保有者数 —
	監査役	新株予約権の数 — 目的となる株式の数 — 保有者数 —
新株予約権の目的となる株式の種類		普通株式（注）2
新株予約権の発行価額		5,887円
新株予約権の行使時の払込金額		619円（注）3
新株予約権の行使期間		自 2023年10月31日 至 2033年10月30日
新株予約権の主な行使条件		（注）4

※2024年3月31日付で行った普通株式1株を3,000株とする株式分割により、「目的となる株式の数」および「新株予約権の行使時の払込金額」は調整されております。

（注）1. 「第3回新株予約権」の（注）1に記載のとおりであります。

2. 「第3回新株予約権」の（注）2に記載のとおりであります。
3. 「第3回新株予約権」の（注）3に記載のとおりであります。
4. 新株予約権の行使の条件は次のとおりです。
  - (1) 本新株予約権の割当を受けた者（以下、「新株予約権者」という。）は、2024年10月期から2030年10月期までにかかる当社が提出した有価証券報告書に記載される監査済の当社連結損益計算書（連結財務諸表を作成していない場合は損益計算書）において、いずれかの期の営業利益が次の各号に掲げる条件を満たしている場合に、新株予約権者に割り当てられた新株予約権の個数を限度として、それぞれ定められた割合の個数を達成期の有価証券報告書の提出日の翌日から権利行使期間の末日までに行使することができる。なお、行使可能な本新株予約権の数に1個未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てた数とする。
    - (a) 営業利益が12,000百万円以上の場合  
行使可能割合：割り当てられた本新株予約権の総数の3分の1個まで
    - (b) 営業利益が18,000百万円以上の場合  
行使可能割合：割り当てられた本新株予約権の総数の3分の2個まで
    - (c) 営業利益が25,000百万円以上の場合  
行使可能割合：割り当てられた本新株予約権の総数の3分の3個
  - (2) 新株予約権者は、本新株予約権の割当日から行使期間の満了日までにおいて次に掲げる事由のいずれかが生じた場合には、残存するすべての本新株予約権を行使することができない。
    - (a) 行使価額（ただし、（注）3において定められた行使価額同様に適切に調整されるものとする）を下回る価格を対価とする当社普通株式の発行等が行われたとき（ただし、払込金額が会社法第199条第3項・同第200条第2項に定める「特に有利な金額である場合」および普通株式の株価とは異なると認められる価格である場合ならびに当該株式の発行等が株主割当てによる場合等を除く。）。
    - (b) 行使価額（ただし、（注）3において定められた行使価額同様に適切に調整されるものとする）を下回る価格を行使価額とする新株予約権の発行が行われたとき（ただし、当該行使価額が当該新株予約権の発行時点における当社普通株式の株価と異なる価格に設定されて発行された場合を除く。）。
    - (c) 本新株予約権の目的である当社普通株式が日本国内のいずれの金融商品取引所にも上場されていない場合、行使価額（ただし、（注）3において定められた行使価額同様に適切に調整されるものとする）を下回る価格を対価とする売買その他の取引が行われたとき（ただし、資本政策目的等により当該取引時点における株価よりも著しく低いと認められる価格で取引が行われた場合を除く。）。
    - (d) 本新株予約権の目的である当社普通株式が日本国内のいずれかの金融商品取引所に上場された場合、上場日以降、当該金融商品取引所における当社普通株式の普通取引の終値が行使価額（ただし、（注）3において定められた行使価額同様に適切に調整されるものとする）を下回る価格となつたとき。
  - (3) 新株予約権者は、本新株予約権の権利行使時において、当社または当社の子会社・関連会社の取締役、監査役または従業員であることを要する。ただし、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。
  - (4) 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。
  - (5) 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
  - (6) 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。
  - (7) その他の条件は、新株予約権発行の取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結した新株予約権割当契約書に定めるものとする。

名称	第12回新株予約権		
発行決議日	2023年10月16日		
新株予約権の数	182個		
役員の保有状況	取締役（社外取締役を除く）	新株予約権の数 目的となる株式の数 保有者数	30個 90,000株 1名
	取締役（社外取締役）	新株予約権の数 目的となる株式の数 保有者数	— — —
	監査役	新株予約権の数 目的となる株式の数 保有者数	— — —
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式（注）1		
新株予約権の発行価額	無償		
新株予約権の行使時の払込金額	619円（注）2		
新株予約権の行使期間	自 2025年11月1日 至 2033年9月30日		
新株予約権の主な行使条件	（注）3		

※2024年3月31日付で行った普通株式1株を3,000株とする株式分割により、「目的となる株式の数」および「新株予約権の行使時の払込金額」は調整されております。

- （注）1. 「第3回新株予約権」の（注）2に記載のとおりであります。
- 2. 「第3回新株予約権」の（注）3に記載のとおりであります。
- 3. 新株予約権の行使の条件は次のとおりです。

- (1) 本新株予約権の割当を受けた者（以下、「新株予約権者」という。）は、本新株予約権の権利行使時において、当社または当社子会社・関連会社の取締役、監査役または従業員であることを要する。ただし、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。
- (2) 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。
- (3) 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
- (4) 各本新株予約権1個未満の行使を行なうことはできない。
- (5) 各新株予約権者は、割り当てられた本新株予約権を、次の各号に掲げる期間において、既に行使した本新株予約権を含めて当該各号に掲げる個数を限度として行使することができるものとする。なお、行使可能な本新株予約権の数に1個未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てた数とする。
  - (a) 割当日から3年経過した日から4年経過する日まで  
割り当てられた本新株予約権の総数の3分の1個まで
  - (b) 割当日から4年経過した日から5年経過する日まで  
割り当てられた本新株予約権の総数の3分の2個まで
  - (c) 割当日から5年経過した日以降  
割り当てられた本新株予約権の総数の3分の3個

(6) その他の条件は、新株予約権発行の取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結した新株予約権割当契約書に定めるものとする。

名称	第14回新株予約権		
発行決議日	2024年4月15日		
新株予約権の数	45個		
役員の保有状況	取締役（社外取締役を除く）	新株予約権の数 目的となる株式の数 保有者数	45個 135,000株 1名
	取締役（社外取締役）	新株予約権の数 目的となる株式の数 保有者数	— — —
	監査役	新株予約権の数 目的となる株式の数 保有者数	— — —
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式（注）1		
新株予約権の発行価額	無償		
新株予約権の行使時の払込金額	1,450円（注）2、3		
新株予約権の行使期間	自 2026年5月1日 至 2034年3月31日		
新株予約権の主な行使条件	(注) 4		

- (注) 1. 「第3回新株予約権」の（注）2に記載のとおりであります。  
 2. 「第3回新株予約権」の（注）3に記載のとおりであります。  
 3. 新株予約権の行使時の払込金額については、「新株予約権の割当日が属する事業年度の終結時までの間に、(a)当社の普通株式が金融商品取引所に上場した場合、または(b)当社の普通株式が金融商品取引所に上場せず、かつ、当社が資金調達を目的として普通株式による募集株式の発行を行った場合には、行使価額は、本新株予約権の割当日が属する事業年度の終結時における行使価額と、(a)における募集株式1株あたりの公募価格と、(b)における募集株式1株あたりの払込価額（募集株式の発行を複数回行った場合には、各払込金額のうち最も高い金額）のうち、最も高い金額に調整されるものとする。」としておりました。当社は、2024年7月26日付で東京証券取引所グロース市場に上場したため、新株予約権の行使時の払込金額については、株式1株当たりの売出価格である1,450円に調整されております。  
 4. 新株予約権の行使の条件は次のとおりです。  
     (1) 本新株予約権の割当を受けた者（以下、「新株予約権者」という。）は、本新株予約権の権利行使時において、当社または当社子会社・関連会社の取締役、監査役または従業員であることを要する。ただし、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。  
     (2) 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。  
     (3) 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。  
     (4) 本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。  
     (5) 新株予約権者は、割り当てられた本新株予約権を、次の各号に掲げる期間において、既に行使した本新株予約権を含めて当該各号に掲げる個数を限度として行使することができるものとする。なお、行使可能な本新株予約権の数に1個未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てた数とする。

- (a) 割当日から3年経過した日から4年経過する日まで  
割り当てられた本新株予約権の総数の5分の1個まで
- (b) 割当日から4年経過した日から5年経過する日まで  
割り当てられた本新株予約権の総数の5分の2個まで
- (c) 割当日から5年経過した日から6年経過する日まで  
割り当てられた本新株予約権の総数の5分の3個まで
- (d) 割当日から6年経過した日から7年経過する日まで  
割り当てられた本新株予約権の総数の5分の4個まで
- (e) 割当日から7年経過した日以降  
割り当てられた本新株予約権の総数の5分の5個
- (6) その他の条件は、新株予約権発行の取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結した新株予約権割当契約書に定めるものとする。

## 2. 当事業年度中に職務執行の対価として当社使用人に交付した新株予約権等の状況

名称	第17回新株予約権
発行決議日	2025年10月15日
新株予約権の数	6個
交付人数	1名
新株予約権の目的となる株式の種類と数	普通株式 18,000株 (注) 1
新株予約権の発行価額	無償
新株予約権の行使時の払込金額	1,494円 (注) 2
新株予約権の行使期間	自 2027年11月1日 至 2035年9月30日
新株予約権の主な行使条件	(注) 3

(注) 1. 「第3回新株予約権」の(注) 2に記載のとおりであります。

2. 「第3回新株予約権」の(注) 3に記載のとおりであります。

3. 新株予約権の行使の条件は次のとおりです。

- (1) 本新株予約権の割当を受けた者（以下、「新株予約権者」という。）は、本新株予約権の権利行使時において、当社または当社子会社・関連会社の取締役、監査役または従業員であることを要する。ただし、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。
- (2) 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。
- (3) 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
- (4) 本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。
- (5) その他の条件は、新株予約権発行の取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結した新株予約権割当契約書に定めるものとする。

# 会計監査人に関する事項

## 1. 会計監査人の名称

EY新日本有限責任監査法人

## 2. 報酬等の額

	支払額
当社の会計監査人としての報酬等の額	35,000千円
当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他財産上の利益の合計額	36,000千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当社の会計監査人としての報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 当社の事業規模や特性に照らして、監査計画、監査内容及び監査日数を勘案し、双方協議の上で監査報酬を決定しております。なお、監査報酬額は監査役会の同意を得ております。

## 3. 非監査業務の内容

該当事項はありません。

## 4. 会計監査人の解任又は不再任の決定方針

会計監査人が、会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合、必要に応じて、監査役会全員の同意に基づき、会計監査人を解任します。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

また、会計監査人の解任または不再任の可否については、会計監査人の適格性、独立性及び職務の遂行状況等を総合的に勘案し、検討を行います。その結果、解任または不再任が妥当と判断した場合、監査役会は、会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定し、取締役会は当該決定に基づき当該議案を株主総会に提案いたします。

## **業務の適正を確保するための体制等の整備に関する事項**

当社では、会社法及び会社法施行規則に基づき、以下のような業務の適正性を確保するための体制整備の基本方針として、内部統制システムに関する基本方針を定めております。

当社の内部統制システムに関する基本方針の内容及び当該体制の運用状況は以下の通りです。

### **1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制**

- (1) 「内部統制システム整備の基本方針」において（以下、同じ）、取締役等の職務の執行が法令及び定款に適合し、企業倫理を重んじ、かつ、社会的責任を果たすため「リスク管理規程」を取締役等に周知徹底させる。
- (2) コンプライアンス管理の主管部門はコーポレート本部とする。
- (3) 取締役や執行役員によって構成されるリスク・コンプライアンス委員会を設置し、リスク・コンプライアンスに関する研修・意識共有を行うことにより、リスク・コンプライアンスに関する知識を高め、これを尊重する意識を醸成する。
- (4) 「取締役会規程」及び「経営会議規程」に基づき、会議体において各取締役及び各部門長の職務の執行状況について円滑な報告がなされる体制を整備する。
- (5) 組織、職制、指揮命令系統及び業務分掌等を定めた「職務分掌規程」、及び各職位の責任体制の運用に関する基本的事項を定めた「職務権限規程」に基づき、これらの規程に従い職務の執行がなされる体制を整備し、経営環境の変化に対応する。
- (6) 連絡先が常勤監査役および法務部に設定された「内部通報窓口」を設置し、社内の法令違反について適切な情報供給がなされる体制を構築する。内部通報窓口の存在の周知と、運用方法については内部通報規程によって社内に周知し、相談者・通報者に対して不利益な取扱いは行わないこととする。
- (7) 内部監査が実効的に行われることを確保するための体制を整備する。

### **2. 取締役の職務執行に関する情報の保存および管理に対する体制**

取締役の職務執行状況の報告は、取締役会議事録等の文書（関連資料および電子媒体等に記録されたものを含む以下「文書」という）に保存され、その情報の管理については、「文書管理規程」の定めるところによる。

### **3. 損失の危機に関する規程その他の体制**

当社は、取締役会がリスク管理体制を構築する責任と権限を有し、それに従いリスク管理に係る「リスク管理規程」を設定し、事業活動への影響の重要性と発生可能性の観点から、より対応が必要なリスクを選定し、そのリスクの顕在化を未然に防止し、危機発生時には企業価値の毀損を極小化するための体制を整備する。

### **4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制**

- (1) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するため、「職務権限規程」を定めて取締役に一定の範囲で権限・責任を委譲するものとする。
- (2) 取締役会は、「取締役会規程」を定めて取締役会に付議・報告すべき重要事項を規定し、取締役会の効率的な運営を図る。

### **5. 監査役がその職務を補助すべき使用者を置くことを求めた場合における当該使用者に関する事項及び当該使用者の取締役からの独立性に関する事項並びに監査役からの当該使用者に対する指示の実効性の確保に関する事項**

- (1) 監査役が求めた場合には、監査役の職務を補助する使用者を置くこととする。取締役からの独立を確保するため、当該使用者の登用、人事評価・異動については監査役の事前同意を得た上決定するものとし、当該使用者は業務の執行に係る役職を兼務しないものとする。
- (2) 監査役の当該使用者に対する指示の実効性を確保するため、当該使用者は、職務執行に当たっては監査役の指揮命令を受けるものとし、取締役又は内部監査の指揮命令を受けないものとする。

### **6. 取締役及び使用者が監査役に報告するための体制その他監査役への報告に関する体制**

- (1) 当社の取締役は、法令又は定款に適合せず、あるいはその恐れがある場合、重大な損失の危険がある場合その他重大な問題が発生した場合には、速やかに監査役に報告することとする。
- (2) 「内部通報規程」に基づく社内の相談窓口は常勤監査役と法務部としており、使用者が社内の不正行為を発見した場合には、その任意の選択により、直接常勤監査役に報告できる体制を整備する。

## **7. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制**

- (1) 監査役の監査が実効的に行われることを確保するため、監査役は会計監査人及び内部監査と定期的に会合を持ち、それぞれの監査状況を共有し、監査の効率化に努める。
- (2) 監査役が取締役会その他重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するため、当社は、監査役が重要な会議に出席できる環境を整備するとともに、監査に必要な情報にアクセスできる環境を構築する。

## **8. 財務報告の信頼性を確保するための体制**

財務報告の信頼性を確保するために、代表取締役は内部統制システムの整備を経営上の最重要項目の一つと位置づけて財務報告の信頼性確保を推進すること、財務報告における虚偽記載リスクを低減し未然に防ぐよう管理すること、内部監査による業務プロセスのリスク評価の継続的実施と評価結果を代表取締役に報告する体制を整備する。

## **9. 反社会的勢力との取引排除に向けた基本的考え方及びその整備状況**

- (1) 当社並びに当社の役員及び従業員が反社会的勢力等に関与し、または利益を供与することを防止することを目的として、「反社会的勢力対応規程」及び「反社会的勢力排除対応マニュアル」を定め、すべての取締役及び監査役並びに使用人に周知徹底する。
- (2) 反社会的勢力等から不当な要求が発生した場合には、代表取締役以下組織全体として対応するとともに、所轄警察担当係・顧問弁護士等の外部専門機関と連携し、解決を図る体制を整備する。

## **10. 業務の適正を確保するために必要な体制の運用状況の概要**

- (1) コンプライアンス体制およびリスク管理体制

当社は、取締役会において「リスク管理規程」及び「コンプライアンス規程」を定め、リスク管理体制及びコンプライアンス体制の整備を行っております。また、全社的なリスクを総括的に管理し、コンプライアンスの維持強化を推進するための機関として、リスク・コンプライアンス委員会を設置し、想定されるリスクごとにリスク主管責任部署を置いて、事業上のリスクの早期発見と未然防止に努めるほか、コンプライアンスに係る施策の策定やコンプライアンス上の重要な問題を審議するなどしております。

## (2) 取締役の職務執行について

毎月1回の定期取締役会を開催しております。重要な事項はすべて取締役会に付議し、業績の状況とその対策及び中期的な経営課題への対処についても検討しております。迅速な意思決定が必要な課題が生じた場合には、随時取締役会を開催し、十分な議論のうえで経営上の意思決定を行います。なお、取締役会には監査役も出席し、適宜意見を述べることで経営に関する適切な牽制機能を果たしております。

## (3) 監査役会について

監査役会は、原則として毎月1回の定期開催と、必要に応じて随時機動的に開催しております。監査役は取締役会に出席し意見を述べるほか、監査計画に基づき重要な決裁書類の閲覧等を通じて、取締役の業務執行状況を監査しております。また、内部監査担当者及び会計監査人との相互の意見交換等を通じて、その実効性を高めるよう努めております。

## 連結株主資本等変動計算書

(自 2024年11月1日)  
(至 2025年10月31日)

(単位：千円)

	株主資本			
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本合計
当期首残高	149,472	7,026,266	1,902,950	9,078,689
当期変動額				
新株の発行 (新株予約権の行使)	72,268	72,268		144,537
親会社株主に 帰属する当期純利益			5,310,231	5,310,231
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)				
当期変動額合計	72,268	72,268	5,310,231	5,454,769
当期末残高	221,741	7,098,534	7,213,182	14,533,458

	その他の包括利益累計額	新株予約権	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	その他包括利益累 計額合計	
当期首残高	-	-	17,302 9,095,992
当期変動額			
新株の発行 (新株予約権の行使)			144,537
親会社株主に 帰属する当期純利益			5,310,231
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)	△13,980	△13,980 3,866	△10,113
当期変動額合計	△13,980	△13,980 3,866	5,444,655
当期末残高	△13,980	△13,980 21,169	14,540,647

## 連結注記表

### 1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記

#### (1) 連結子会社の数及び主要な連結子会社の名称

連結子会社の数 1社

主要な連結子会社の名称

スキマワークス株式会社

スキマワークス株式会社は2025年8月29日の株式取得に伴い、当連結会計年度より連結子会社となりました。なお、みなし取得日を当連結会計年度末としているため、当連結会計年度は貸借対照表のみ連結しております。

#### (2) 会計方針に関する事項

資産の評価基準及び評価方法

その他有価証券

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

#### (3) 固定資産の減価償却の方法

##### ① 有形固定資産(リース資産を除く)

定率法を採用しております。ただし、建物附属設備及び車両運搬具については、定額法を採用しております。また、取得価額10万円以上20万円未満の少額減価償却資産については、3年間均等償却によっております。なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物附属設備 3～15年

工具、器具及び備品 2～15年

車両運搬具 6年

##### ② リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(4) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当連結会計年度に見合う分を計上しております。

③ 役員賞与引当金

役員に対して支給する賞与の支出に備えて、当連結会計年度に見合う支給見込額に基づき計上しております。

(5) 収益及び費用の計上基準

当社グループの主たる事業である「タイミー」事業のうち、各サービスにおける主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点は以下のとおりであります。

① 「タイミー」マッチングサービス

クライアントとワーカーのジョブマッチングを実施するスキマバイトサービス「タイミー」を主要サービスとして提供しております。当社はタイミー事業者利用規約に基づき、クライアントに対して、ワーカーとのジョブマッチング及びこれと一体となる各種サービスを提供する義務を負っており、クライアントがワーカーの勤務終了を承認しワーカーの賃金等が確定した時点で履行義務が充足されたと判断し、ワーカーの賃金等に一定率をかけて算出されたサービス手数料相当額について収益を認識しております。

② 「タイミーキャリアプラス」正社員採用サービス

主に「タイミー」のクライアントに対して、登録ワーカー等の正社員採用サービスとして「タイミーキャリアプラス」を提供しております。当社はタイミーキャリアプラス事業者利用規約に基づき、クライアントが提示した求人条件に合致するワーカーを紹介する履行義務を負っており、ワーカーがクライアントへ入社した時点で履行義務が充足されたと判断し、入社者の想定年収等に一定率をかけて算出されたサービス手数料相当額から、早期の退職等が発生した場合の返金値引を控除した金額について収益を認識しております。なお、早期の退職等が発生した場合の返金値引の見積控除金額は、「返金負債」に含まれるものとして認識しております。

### ③ 受入負荷軽減プロジェクト

主に「タイミー」の物流・食品製造業界のクライアントに対して、ワーカーの受入サポートやワーカーへの現場教育等業務を担うフィールドマネージャーの配置など、様々なワーカー受入負荷軽減のソリューションを提供しております。当社は、当社と雇用契約を締結したフィールドマネージャーを派遣先企業に派遣し、契約に合意された期間にわたって、約束した派遣サービスを提供する履行義務を負っており、当該サービスは稼働時間の経過につれて充足されると判断し、契約期間における稼動実績に応じて収益を認識しております。

### ④ プロジェクト支援業務

主に地方自治体等に対して、人手不足の解消による地方の創生を意図したプロジェクト支援業務を行っております。当該業務は業務委託契約等に基づき、プロジェクト管理やコンサルティングサービス等を提供する履行義務を負っており、当該サービス等を提供するにつれて履行義務が充足されると判断しております。そのため、サービスの提供に応じて収益を認識しております。

## (6) その他連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

### のれんの償却方法及び償却期間

投資効果の発現する期間を見積り、合理的な期間で均等償却する予定であります。なお、償却期間については、現在算定中であります。

## 2. 収益認識に関する注記

### (1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：千円)

サービス名	一時点で移転される財又はサービス	一定の期間にわたり移転される財又はサービス	顧客との契約から生じる収益	外部顧客への売上高
「タイミー」マッチングサービス	34,035,402	-	34,035,402	34,035,402
タイミーキャリアプラス	159,412	-	159,412	159,412
その他	-	94,472	94,472	94,472
合計	34,194,815	94,472	34,289,287	34,289,287

- (2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報  
「1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記(5)収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。
- (3) 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当連結会計年度末において存在する顧客との契約から翌連結会計年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

① 契約負債の残高等

(単位：千円)

	金額
契約負債（期首残高）	84,089
返金負債（期首残高）	—
契約負債（期末残高）	17,680
返金負債（期末残高）	1,020

- (注) 1. 契約負債は顧客から「タイミー」事業における役務提供前に受領した前受金であります。契約負債は収益の認識に伴い取り崩しております。当連結会計年度に認識された収益の額のうち期首現在の契約負債残高に含まれていた額は84,089千円であります。
2. 返金負債は、「タイミー」事業のうちタイミーキャリアプラスサービスにおいて、早期退職返金条項に基づき、変動対価に関する定めに従って計上しております。

② 残存履行義務に配分した取引価格

当社グループでは、残存履行義務に配分した取引価格については、当初に予想される契約期間が1年を超える重要な契約がないため、実務上の便法を適用し、記載を省略しております。また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な変動対価の金額等はありません。

### 3. 会計上の見積りに関する注記

#### 繰延税金資産の回収可能性

##### (1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

繰延税金資産 904,347千円

##### (2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

###### ① 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額の算出方法

当社グループの繰延税金資産は、「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第26号)に定める会社分類に基づき、将来減算一時差異及び税務上の繰越欠損金が、将来の課税所得及び将来加算一時差異の解消見込額と相殺され、税負担額を軽減することができると認められる範囲内で計上しております。

###### ② 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額の算出に用いた主要な仮定

繰延税金資産の回収可能性は、「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第26号)で示されている、企業の分類の妥当性、将来の課税所得の十分性、将来減算一時差異の回収見込年度のスケジューリングに用いられる仮定に依存します。将来の収益力に基づく課税所得の見積りは将来の事業計画を基礎としており、過去実績や市場環境を踏まえたグループ各社の売上高の増加等、また、競業企業の新規参入の影響等、経営者の重要な判断と見積りの要素を伴う主要な仮定を含んでおります。

###### ③ 翌連結会計年度の連結計算書類に与える影響

当該見積りは、将来の不確実な経済状況の変動、今後の競業企業の新規参入などによって影響を受ける可能性があり、実際に生じた課税所得の時期および金額が見積りと異なった場合、翌連結会計年度の連結計算書類において繰延税金資産を認識する金額に重要な影響を与える可能性があります。

#### 4. 連結貸借対照表に関する注記

##### (1) 当座貸越契約及び貸出コミットメント

当社は、当社及び連結子会社(スキマワークス株式会社)の運転資金の効率的な調達を行うため、取引銀行9行と当座貸越契約及び貸出コミットメント契約を締結しております。

当連結会計年度末における当座貸越契約及び貸出コミットメントに係る借入未実行残高等は次のとおりであります。

当連結会計年度 (2025年10月31日)	
当座貸越極度額及び貸出コミットメントの総額	33,000,000千円
借入実行残高	11,100,000千円
差引額	21,900,000千円

なお、本契約の一部には、当社の貸借対照表の純資産の部の金額や損益計算書の営業損益より算出される一定の指標等を基準とする財務制限条項が付されております。

#### 5. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

##### (1) 当連結会計年度の末日における発行済株式の数

普通株式 100,314,000株

##### (2) 当連結会計年度の末日における新株予約権(権利行使期間が到来しているもの)の目的となる株式の数

普通株式 3,135,000株

#### 6. 金融商品に関する注記

##### (1) 金融商品の状況に関する事項

###### ① 金融商品に対する取組方針

当社グループは、クライアントに対して、ワーカーとのジョブマッチング及びこれと一緒にとなるサービスとして、ワーカー賃金の立替払いを行なっております。これらの事業を行うため、必要な運転資金の資金調達については金融機関からの借入による充当を基本としております。また、新規事業に係る資金需要が生じた場合には、自己資金及び必要に応じて新株発行により調達する方針であります。

資金運用については、短期的な預金等に限定して保有しております。

## ② 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金及び立替金は、顧客の信用リスクに晒されております。差入保証金は主にオフィス賃借に伴う保証金であり、差入先の信用リスクに晒されております。営業債務である未払金及び未払費用は、ほとんど1年以内の支払期日であります。借入金は、主に運転資金の調達を目的としたものであり、金利の変動リスクに晒されております。借入金の返済日は決算日後、最長で7年後であります。

## ③ 金融商品に係るリスク管理体制

### a. 信用リスク(取引先の契約不履行等に係るリスク)の管理

当社グループは、与信管理マニュアルに従い、営業債権について、全ての取引先ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

### b. 市場リスクの管理

投資有価証券は、定期的に時価や発行体（取引先企業）の財務状況等を把握し、市況や取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

### c. 資金調達に係る流動性リスク(支払期日に支払いを実行できなくなるリスク)の管理

当社グループは、コーポレート本部が適時に資金繰計画を作成し日々更新するとともに、手許流動性の維持等により流動性リスクを管理しております。

## ④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

## (2) 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。「現金及び預金」については、現金であること、及び預金は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
差入保証金(※ 2)	460,969	451,206	△9,763
資産計	460,969	451,206	△9,763
長期借入金(※ 3)	811,754	817,245	5,491
負債計	811,754	817,245	5,491

(※ 1) 「売掛金」、「未収入金」、「立替金」、「未払金」、「短期借入金」、「前受金」、「預り金」、「未払消費税等」及び「未払法人税等」については、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(※ 2) 差入保証金の時価については、賃貸借契約等の終了期間を考慮した差入保証金の返還予定時期に基づき、国債の利率で割り引いた現在価値によっております。なお、連結貸借対照表における差入保証金の金額と金融商品の時価開示における「連結貸借対照表計上額」との差額は、当連結会計年度末における差入保証金の回収が最終的に見込めないと認められる金額（賃借建物の原状回復費用見込額）の未償却残高であります。また、国債の利率がマイナスの場合、割引率をゼロとして時価を算定しております。

(※ 3) 長期借入金は、1年内返済予定の長期借入金を含んでおります。

(※ 4) 市場価格のない株式等は、上記表には含まれておりません。当該金融商品の連結貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

(単位：千円)

区分	当連結会計年度 (2025年10月31日)
非上場株式	369,628

(注 1) 金銭債権及び満期がある有価証券の連結決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	14,225,097	—	—	—
売掛金	3,859,914	—	—	—
未収入金	1,304	—	—	—
立替金	11,845,463	—	—	—
合計	29,931,779	—	—	—

(注2) 長期借入金及びその他の有利子負債の連結決算日後の返済予定額

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
短期借入金	11,110,000	—	—	—	—	—
長期借入金	142,788	442,788	127,788	63,208	2,868	32,314
合計	11,252,788	442,788	127,788	63,208	2,868	32,314

(3) 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

① 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

該当事項はありません。

② 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

区分	時価(千円)				合計
	レベル1	レベル2	レベル3		
差入保証金	—	451,206	—	—	451,206
資産計	—	451,206	—	—	451,206
長期借入金	—	817,245	—	—	817,245
負債計	—	817,245	—	—	817,245

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

#### 差入保証金

差入保証金は、その将来のキャッシュ・フローを国債の利回りで割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

#### 長期借入金

長期借入金の時価は、元利金の合計額を新規に同様の借入を行なった場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

## 7. 企業結合に関する注記

### 取得による企業結合

当社は、2025年7月23日及び2025年9月16日開催の取締役会において、スキマワークス株式会社の株式を取得し子会社化すること及び同社が株主割当ての方法によって新たに発行する株式を引き受けることについて決議し、2025年8月29日付で株式譲渡及び2025年9月30日付で募集株式の引受を実行いたしました。

#### (1) 企業結合の概要

##### ① 被取得企業の名称及びその事業内容

被取得企業の名称	スキマワークス株式会社
事業の内容	物流倉庫の人材課題を解決する物流倉庫のスタッフイングプラットフォームの開発・運営

##### ② 企業結合を行った主な理由

当社経営の最適化、経営資源の集約と効率化の観点から、物流倉庫領域の業務委託(BPO)型運営に強みを持っているスキマワークス株式会社を当社グループに迎え入れ、事業シナジーを最大化させることで事業基盤の強化を図り、持続可能な企業として更なる発展を遂げることを目的として、本株式の取得を決定いたしました。また、スキマワークス株式会社の財務基盤の強化を目的として、株主割当増資の引受を決定いたしました。

③ 企業結合日

2025年8月29日（株式取得日）

2025年9月30日（株主割当増資払込実行日）

2025年10月31日（みなし取得日）

④ 企業結合の法的形式

現金を対価とする株式取得及び株主割当増資引受

⑤ 結合後企業の名称

変更はありません。

⑥ 取得した議決権比率

100%

⑦ 取得企業を決定するに至った主な根拠

当社による現金を対価とする株式取得及び株主割当増資引受であるため。

(2) 連結計算書類に含まれている被取得企業の業績の期間

2025年10月31日をみなし取得日としており、連結決算日との差異が3ヶ月を超えないことから、当連結会計年度は、被取得企業の貸借対照表のみを連結しているため、被取得企業の業績は含まれておりません。

(3) 被取得企業の取得原価及び対価の種類ごとの内訳

株式譲渡による取得	現金	300,837千円
株主割当増資引受による株式取得	現金	149,999千円
取得原価		450,837千円

(4) 主要な取得関連費用の内容及び金額

アドバイザリー費用等 22,306千円

(5) 発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間

① 発生したのれんの金額

345,283千円

② 発生原因

今後の事業展開によって期待される将来の超過収益力であります。

③ 償却方法及び償却期間

投資効果の発現する期間を見積り、合理的な期間で均等償却する予定であります。なお、償却期間については、現在算定中であります。

(6) 企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内訳

流動資産 310,120千円

固定資産 13,162千円

資産合計 323,283千円

流動負債 173,942千円

固定負債 43,786千円

負債合計 217,728千円

(7) 取得原価の配分

当連結会計年度末において、企業結合日における識別可能な資産及び負債の特定並びに時価の算定が完了であり、取得原価の配分が完了していないため、その時点入手可能な合理的情報に基づき暫定的な会計処理を行っております。

(8) 企業結合が連結会計年度の開始の日に完了したと仮定した場合の当連結会計年度の連結損益計算書に及ぼす影響の概算額及びその算定方法

重要性が乏しいため記載を省略しております。

**8. 1株当たり情報に関する注記**

1株当たり純資産額	144円74銭
1株当たり当期純利益	53円53銭

**9. 重要な後発事象に関する注記**

該当事項はありません。

## 株主資本等変動計算書

(自 2024年11月1日)  
(至 2025年10月31日)

(単位：千円)

	株主資本			
	資本金	資本剰余金		
		資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金 合計
当期首残高	149,472	3,587,869	3,438,396	7,026,266
当期変動額				
新株の発行（新株予約権の行使）	72,268	72,268		72,268
当期純利益				
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）				
当期変動額合計	72,268	72,268	—	72,268
当期末残高	221,741	3,660,138	3,438,396	7,098,534

	株主資本		評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計		
	利益剰余金		株主資本合計	その他有価証券評価差額金				
	その他利益剰余金	利益剰余金合計						
	繰越利益剰余金							
当期首残高	1,902,950	1,902,950	9,078,689	—	—	17,302		
当期変動額								
新株の発行（新株予約権の行使）			144,537			144,537		
当期純利益	5,332,538	5,332,538	5,332,538			5,332,538		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）				△13,980	△13,980	3,866		
当期変動額合計	5,332,538	5,332,538	5,477,076	△13,980	△13,980	3,866		
当期末残高	7,235,489	7,235,489	14,555,765	△13,980	△13,980	21,169		
						14,562,954		

## 個別注記表

### 1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

#### (1) 資産の評価基準及び評価方法

有価証券の評価基準及び評価方法

① 子会社株式

移動平均法による原価法により評価しております。

② その他有価証券

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法により評価しております。

#### (2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産(リース資産を除く)

定率法を採用しております。

ただし、建物附属設備及び車両運搬具については、定額法を採用しております。また、取得価額10万円以上20万円未満の少額減価償却資産については、3年間均等償却によっております。なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物附属設備 3～15年

工具、器具及び備品 2～15年

車両運搬具 6年

② リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

#### (3) 引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

#### (4) 収益及び費用の計上基準

当社の主たる事業である「タイミー」事業のうち、各サービスにおける主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点は以下のとおりであります。

① 「タイミー」マッチングサービス

クライアントとワーカーのジョブマッチングを実施するスキマバイトサービス「タイミー」を主要サービスとして提供しております。当社はタイミー事業者利用規約に基づき、クライアントに対して、ワーカーとのジョブマッチング及びこれと一体となる各種サービスを提供する義務を負っており、クライアントがワーカーの勤務終了を承認しワーカーの賃金等が確定した時点で履行義務が充足されたと判断し、ワーカーの賃金等に一定率をかけて算出されたサービス手数料相当額について収益を認識しております。

② 「タイミーキャリアプラス」正社員採用サービス

主に「タイミー」のクライアントに対して、登録ワーカー等の正社員採用サービスとして「タイミーキャリアプラス」を提供しております。当社はタイミーキャリアプラス事業者利用規約に基づき、クライアントが提示した求人条件に合致するワーカーを紹介する履行義務を負っており、ワーカーがクライアントへ入社した時点で履行義務が充足されたと判断し、入社者の想定年収等に一定率をかけて算出されたサービス手数料相当額から、早期の退職等が発生した場合の返金値引を控除した金額について収益を認識しております。なお、早期の退職等が発生した場合の返金値引の見積控除金額は、「返金負債」に含まれるものとして認識しております。

③ 受入負荷軽減プロジェクト

主に「タイミー」の物流・食品製造業界のクライアントに対して、ワーカーの受入サポートやワーカーへの現場教育等業務を担うフィールドマネージャーの配置など、様々なワーカー受入負荷軽減のソリューションを提供しております。当社は、当社と雇用契約を締結したフィールドマネージャーを派遣先企業に派遣し、契約に合意された期間にわたって、約束した派遣サービスを提供する履行義務を負っており、当該サービスは稼働時間の経過につれて充足されると判断し、契約期間における稼動実績に応じて収益を認識しております。

④ プロジェクト支援業務

主に地方自治体等に対して、人手不足の解消による地方の創生を意図したプロジェクト支援業務を行っております。当該業務は業務委託契約等に基づき、プロジェクト管理やコンサルティングサービス等を提供する履行義務を負っており、当該サービス等を提供するにつれて履行義務が充足されると判断しております。そのため、サービスの提供に応じて収益を認識しております。

## 2. 収益認識に関する注記

連結注記表「2. 収益認識に関する注記」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

## 3. 会計上の見積りに関する注記

### 繰延税金資産の回収可能性

#### (1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

繰延税金資産 904,347千円

#### (2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

##### ① 当事業年度の計算書類に計上した金額の算出方法

繰延税金資産の回収可能性の判断基準については、「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第26号)に定める会社分類に基づき、翌5年間の税金負担額を軽減することが見込まれる範囲内で繰延税金資産を計上しております。

##### ② 当事業年度の計算書類に計上した金額の算出に用いた主要な仮定

繰延税金資産の回収可能性は、「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第26号)で示されている、企業の分類の妥当性、将来の課税所得の十分性、将来減算一時差異の回収見込年度のスケジューリングに用いられる仮定に依存します。将来の収益力に基づく課税所得の見積りは将来の事業計画を基礎としており、過去実績や市場環境を踏まえた募集案件数およびワーカー稼働数の増加による売上高の増加等、また、競業企業の新規参入の影響等、経営者の重要な判断と見積りの要素を伴う主要な仮定を含んでおります。なお、この見積りの結果、当事業年度末において計算書類に計上した繰延税金資産の内訳については、「6. 税効果会計に関する注記」に記載しております。

##### ③ 翌事業年度の計算書類に与える影響

当該見積りは、将来の不確実な経済状況の変動、今後の競業企業の新規参入などによって影響を受ける可能性があり、実際に生じた課税所得の時期および金額が見積りと異なった場合、翌事業年度の計算書類において繰延税金資産を認識する金額に重要な影響を与える可能性があります。

#### 4. 貸借対照表に関する注記

##### (1) 当座貸越契約及び貸出コミットメント

当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行9行と当座貸越契約及び貸出コミットメント契約を締結しております。

当事業年度末における当座貸越契約及び貸出コミットメントに係る借入未実行残高等は次のとおりであります。

当事業年度 (2025年10月31日)	
当座貸越極度額及び貸出コミットメントの総額	33,000,000千円
借入実行残高	11,100,000千円
差引額	21,900,000千円

なお、本契約の一部には、貸借対照表の純資産の部の金額や損益計算書の営業損益より算出される一定の指標等を基準とする財務制限条項が付されております。

##### (2) 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務 (区分表示したものを除く)

短期金銭債権 31,810千円

#### 5. 株主資本等変動計算書に関する注記

##### (1) 当事業年度の末日における発行済株式の数

普通株式 100,314,000株

##### (2) 当事業年度の末日における新株予約権(権利行使期間が到来しているもの)の目的となる株式の数

普通株式 3,135,000株

## 6. 税効果会計に関する注記

### (1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

#### 繰延税金資産

ソフトウェア償却	686,323 千円
未払事業税等	103,582
減価償却超過額	36,917
未払金	60,545
その他	18,531
繰延税金資産小計	905,900
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△1,552
繰延税金資産合計	904,347

### (2) 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	当事業年度 (2025年10月31日)
法定実効税率	30.6%
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.3%
住民税均等割等	0.4%
評価性引当額の増減	△5.4%
税率変更による影響	△0.2%
賃上げ税制による税額控除	△5.1%
その他	△0.4%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	<u>20.1%</u>

### (3) 法人税等の税率の変更による繰延税金資産の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」(令和7年法律第13号)が2025年3月31日に国会で成立し、2026年4月1日以後開始する事業年度より「防衛特別法人税」の課税が行われることになりました。

これに伴い、2026年11月1日以後開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異等に係る繰延税金資産については、法定実効税率を30.62%から31.52%に変更し計算しております。

なお、この変更による影響は軽微であります。

## 7. 関連当事者との取引に関する注記

### 役員及び個人主要株主等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金(千円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
役員	ハ木 智昭	-	-	当社取締役	(被所有) 直接 -	-	新株予約権の行使	34,776	-	-

(注) 2021年4月15日開催の取締役会決議に基づき付与された、新株予約権の当事業年度における権利行使を記載しております。なお、取引金額は当事業年度におけるストック・オプションの権利行使による付与株式数に、1株当たりの払込金額を乗じた金額を記載しております。

## 8. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	144円96銭
1株当たり当期純利益	53円76銭

## 9. 企業結合に関する注記

連結注記表「7. 企業結合に関する注記」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

## 10. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

以上